

事 務 連 絡  
平成24年6月21日

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会  
社団法人 全日本不動産協会  
一般社団法人 不動産協会  
一般社団法人 不動産流通経営協会  
社団法人 全国住宅建設産業協会連合会  
一般社団法人 日本住宅建設産業協会

担当者 殿

国土交通省 土地・建設産業局 不動産課

入管法等改正法及び改正住基法の施行に伴う  
本人確認を行う際の留意事項について（周知依頼）

標記について、警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官付より、「入管法等改正法及び改正住基法の施行に伴う日本に在留する外国人の本人確認を行う際の留意事項について」及び「住民基本台帳カードにより本人確認を行う際の留意事項について」別添の事務連絡のとおり周知依頼がありました。

貴団体におかれましては、別添の事務連絡の記載内容を踏まえ、貴団体加盟の会員に対して周知いただきますよう、お願いいたします。

犯罪収益移転防止法共管省庁担当官 殿

事 務 連 絡

平成24年6月21日

警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官

総務省自治行政局住民制度課

法務省入国管理局入国在留課

入管法等改正法及び改正住基法の施行に伴う日本に在留する外国人の本人確認を行う際の留意事項について

平成24年7月9日に施行される「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号。以下「入管法等改正法」という。）及び「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成21年法律第77号。以下「改正住基法」という。）により新しい在留管理制度及び外国人住民に係る住民基本台帳制度が開始されることに伴い、日本に在留する外国人の本人確認書類の取扱いが従来と異なることとなります。これらの施行後に日本に在留する外国人の本人確認を行う際の留意事項は下記のとおりですので、各省庁におかれましては、適切な本人確認の徹底のため、所管する特定事業者に周知していただくようお願いいたします。

#### 記

##### 1 在留カード等について

入管法等改正法により、日本で在留資格をもって中長期間在留する外国人（以下「中長期在留者」という。）又は特別永住者は、従来の外国人登録証明書に代えて、在留カード又は特別永住者証明書（以下「在留カード等」という。）を所持することとなり、これらの書類を本人確認書類として用いることができることとなります（別添1及び2参照）。

これらの書類の様式及び偽変造防止対策については、別添3を参照してください。なお、在留カード等のICチップの仕様は、運転免許証及び住民基本台帳カードに係るものとは異なりますので御留意ください。

##### 2 住民票の写し等について

改正住基法により、日本に住所を有する中長期在留者や特別永住者等の外国人住民は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用対象となります（別添4参照）。

これにより、外国人住民についても、日本国籍を有する者と同様に住民票の写し又は記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）の交付を受けることが可能となり、従来の外国人登録原票の写し又は記載事項証明書（以下「外国人登録原票の写し等」という。）に代えて、住民票の写し等を本人確認書類として用いることができることとなります。

### 3 外国人登録証明書及び外国人登録原票の写し等の本人確認書類としての取扱いについて

- (1) 従来の外国人登録証明書は、中長期在留者又は特別永住者の申請等により順次在留カード等に切り替わることとなりますが、入管法等改正法の施行後一定期間は、中長期在留者又は特別永住者の区分に応じて在留カード等とみなされ、引き続き本人確認書類として用いることができることとされています。

なお、従来の外国人登録証明書が在留カード等とみなされて本人確認に用いることができるものであるか否かを判断するに当たっては、別添5を参照してください。

- (2) 従来の外国人登録原票の写し等は、平成24年7月9日以降であっても、交付の日から6か月間は引き続き本人確認書類として用いることができます。

### 4 その他

- (1) 在留カード等、外国人登録証明書、住民票の写し等及び外国人登録原票の写し等を所持しない外国人については、旅券等その他の本人確認書類を用いて本人確認を行うこととしてください。

また、住民票の写し等又は外国人登録原票の写し等を用いる場合には、必要に応じて旅券等その他の写真付きの本人確認書類も用いるなど、適切な本人確認の実施をお願いします。

- (2) 在留カード等の氏名は、原則としてアルファベットによる表記となりますが、漢字による表記を希望した場合には、アルファベットに併せて漢字により表記をすることができます。

在留カード等に記載される外国人の漢字氏名については、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」（平成23年法務省告示第582号）に基づき、正字で記載されることとなります（外国人住民の住民票の氏名については、在留カード等に記載される氏名が記載されることから、住民票の写し等の氏名も同様の表記となります。）。

そのため、これらの書類に記載される氏名の漢字表記が、旅券、従来の外国人登録証明書及び外国人登録原票の写し等その他の本人確認書類に記載される簡体字等による氏名の表記と異なることがありますが、表記上の置換を行ったものであり、氏名を変更するものではありません。また、簡体字等による氏名は、旅券や、在留カード等の交付の際に外国人登録証明書の返還を受けた場合は当該外国人登録証明書によって確認することができます（別添6参照）。

(連絡先)

- ・ 本人確認書類としての取扱い関係  
警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官  
(03-3581-0141)
- ・ 住民票の写し等関係  
総務省自治行政局外国人住民基本台帳室  
(03-5253-5297)
- ・ 在留カード等、外国人登録証明書及び外国人登録原票の  
写し等関係  
法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室  
(03-3580-4111)

犯罪収益移転防止法共管省庁担当官 殿

事 務 連 絡

平成 24 年 6 月 21 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官

総務省自治行政局住民制度課

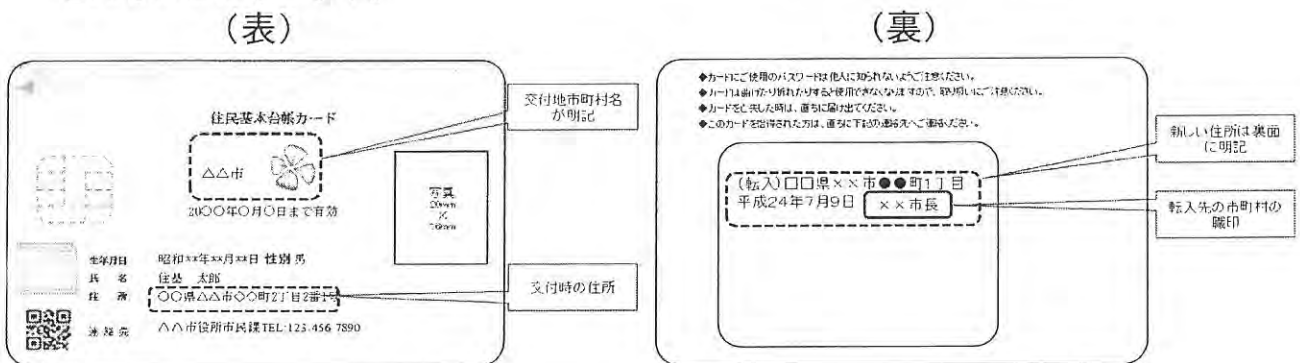
### 住民基本台帳カードにより本人確認を行う際の留意事項について

平成 24 年 7 月 9 日に施行される「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成 21 年法律第 77 号）により、これまで、他市町村に転出したときは交付した市町村に返納することが義務づけられていた住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）について、他市町村に転入しても当該転入先の市町村で継続利用できるようになります。平成 24 年 7 月 9 日以降、住基カードを用いて本人確認を行う際の留意事項等は下記のとおりですので、各省庁におかれましては、適切な本人確認の徹底のため、所管する特定事業者に周知していただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 新しい住所の記載について

新しい住所については、転入先の市町村において裏面の追記欄に次のとおり記載されることとなります。



#### 2 住基カードの券面偽造防止策について

住基カード（平成 21 年 4 月以降に交付されたものに限る。）の IC チップ内に券面事項確認情報（券面に記載されている顔写真、氏名、生年月日、性別、新しい住所と同一の情報）が記録されており、総務省が作成しているサイト (<http://jukicard.com/>) において無料で公開している「券面事項等表示ソフトウェア」を活用いただくことにより券面事項確認情報が確認できることから、裏面に追記された新しい住所の真正性を確認することができます。

- ※1 「券面事項等表示ソフトウェア」を活用するためには、カードリーダー（2～3 千円程度）が必要になります。詳細は、サイトで御確認ください。
- ※2 「券面事項等表示ソフトウェア」については、当該ソフトウェアが第三者によって改ざんされていないことを総務省が証明しております（総務省によりデジタル署名が付されています。）。

(連絡先)

- ・ 本人確認書類としての取扱い関係  
警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官  
(03-3581-0141)
- ・ 住民基本台帳カード関係  
総務省自治行政局住民制度課 住基カード担当  
(03-5253-5111)

日本に在留する  
外国人の皆さんへ

# 2012年7月9日(月)から 新しい在留管理制度がスタート!

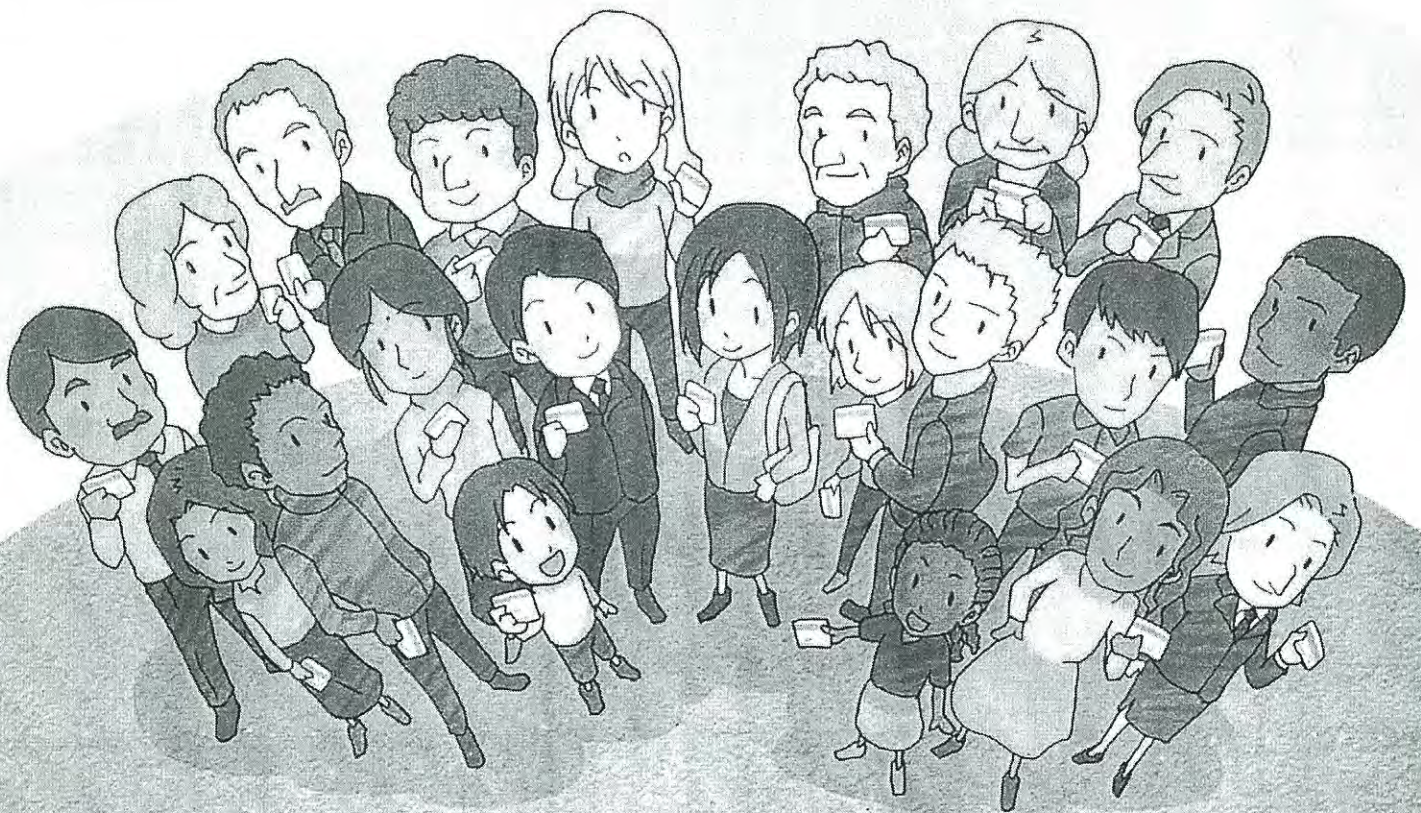
## 新しい在留管理制度はどういう制度なの?

ポイント 1 「在留カード」が交付されます

ポイント 2 在留期間が最長5年になります

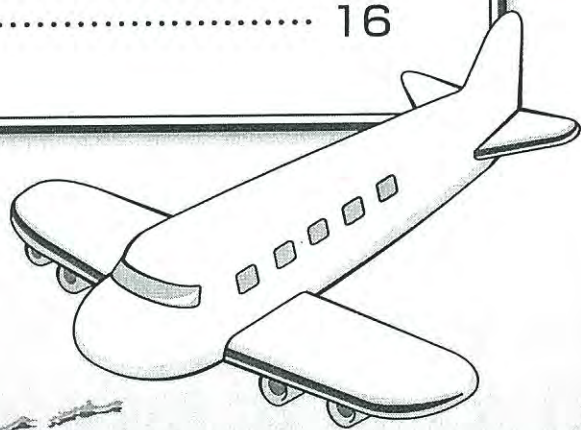
ポイント 3 再入国許可の制度が変わります

ポイント 4 外国人登録制度が廃止されます



## 目次

- 新しい在留管理制度の対象者 ..... 3
- ポイント1 「在留カード」の交付 ..... 4
- ポイント2 在留期間が最長5年に ..... 5
- ポイント3 再入国許可制度の変更 ..... 6
- ポイント4 外国人登録制度の廃止 ..... 7
- 手続の流れ ..... 8
- 出入国港での手続 ..... 9
- 市区町村での手続 ..... 10
- 地方入国管理官署での手続 ..... 11 ~ 13
- ご注意ください ..... 14
- Q & A ..... 15
- お問い合わせ先 ..... 16





## 「新しい在留管理制度」の対象となる人たちは？

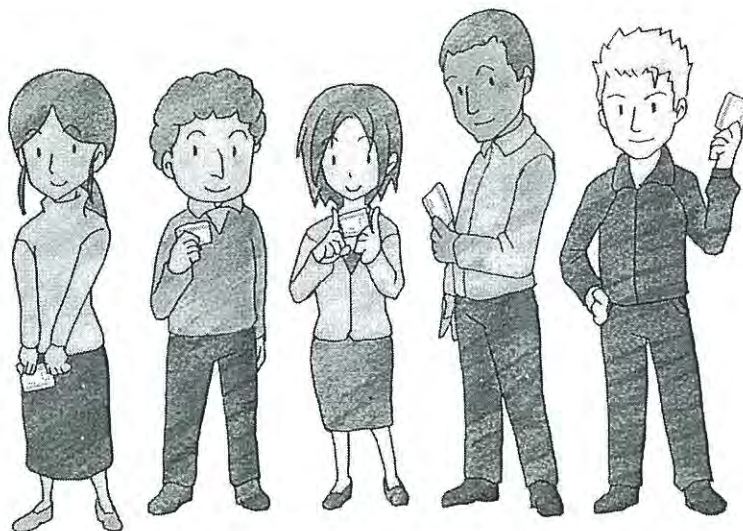
新しい在留管理制度の対象となるのは、入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人（以下「中長期在留者」といいます。）で、具体的には次の①～⑥のいずれにもあてはまらない人です。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人（注1）
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人（注2）

この制度の対象となる中長期在留者は、例えば、日本人と結婚している方や日系人の方（在留資格が「日本人の配偶者等」や「定住者」）、企業等にお勤めの方（在留資格が「技術」や「人文知識・国際業務」など）、技能実習生、留学生や永住者の方であり、観光目的で我が国に短期間滞在する方は対象となりません。

（注1）法務省令には、「特定活動」の在留資格が決定された、亜東関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方が定められています。

（注2）外国人登録制度においては、不法滞在者についても登録の対象となっていました。新しい在留管理制度においては対象とはなりません。不法滞在の状態にある外国人の方は、速やかに最寄りの入国管理官署に出頭して手続きを受けてください。なお、詳しくは、入国管理局ホームページに掲載している「出頭申告のご案内～不法滞在中で悩んでいる外国人の方へ～」（[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan\\_nyukan87.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan87.html)）を御覧ください。



# ポイント 7

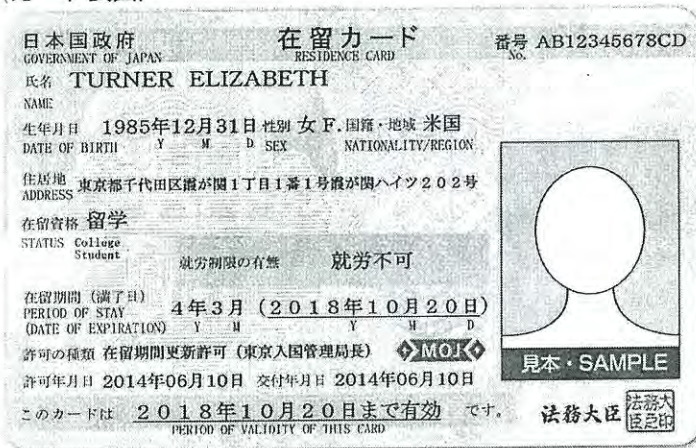
## 「在留カード」が交付されます

### ■「在留カード」はどういうカード？

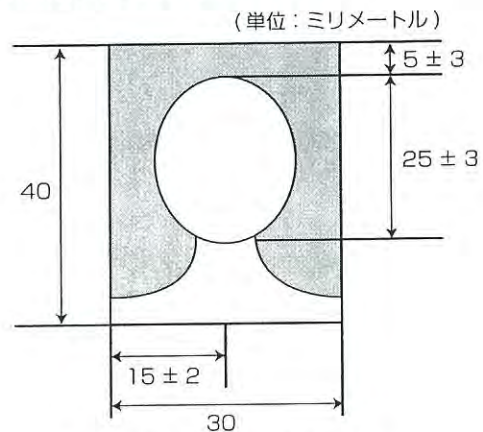
在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。

※ 在留カードには偽変造防止のためのICチップが搭載されており、カード面に記載された事項の全部又は一部が記録されます。

#### (カード表面)



在留カードの交付を伴う各種申請・届出には次の規格の写真が必要となります



- 1 申請人本人のみが撮影されたもの
- 2 縁を除いた部分の寸法が、上記図画面の各寸法を満たしたもの（顔の寸法は、頭頂部（髪を含む。）からあご先まで）
- 3 無帽で正面を向いたもの
- 4 背景（影を含む。）がないもの
- 5 鮮明であるもの
- 6 提出の前3か月以内に撮影されたもの

#### (カード裏面)

住居地記載欄		記載者印
届出年月日	住居地	
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄		在留期間更新等許可申請欄
許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留資格変更許可申請中

在留期間更新許可申請・在留資格変更許可申請をしたときに、これらの申請中であることが記載される欄です。

※申請後、更新又は変更の許可がされたときは、新しい在留カードが交付されます。

### 在留カードには「有効期間」があります

在留カードの有効期間は、次のとおりです。

#### 永住者

16歳以上の方 交付の日から7年間

16歳未満の方 16歳の誕生日まで

#### 永住者以外

16歳以上の方 在留期間の満了日まで

16歳未満の方 在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

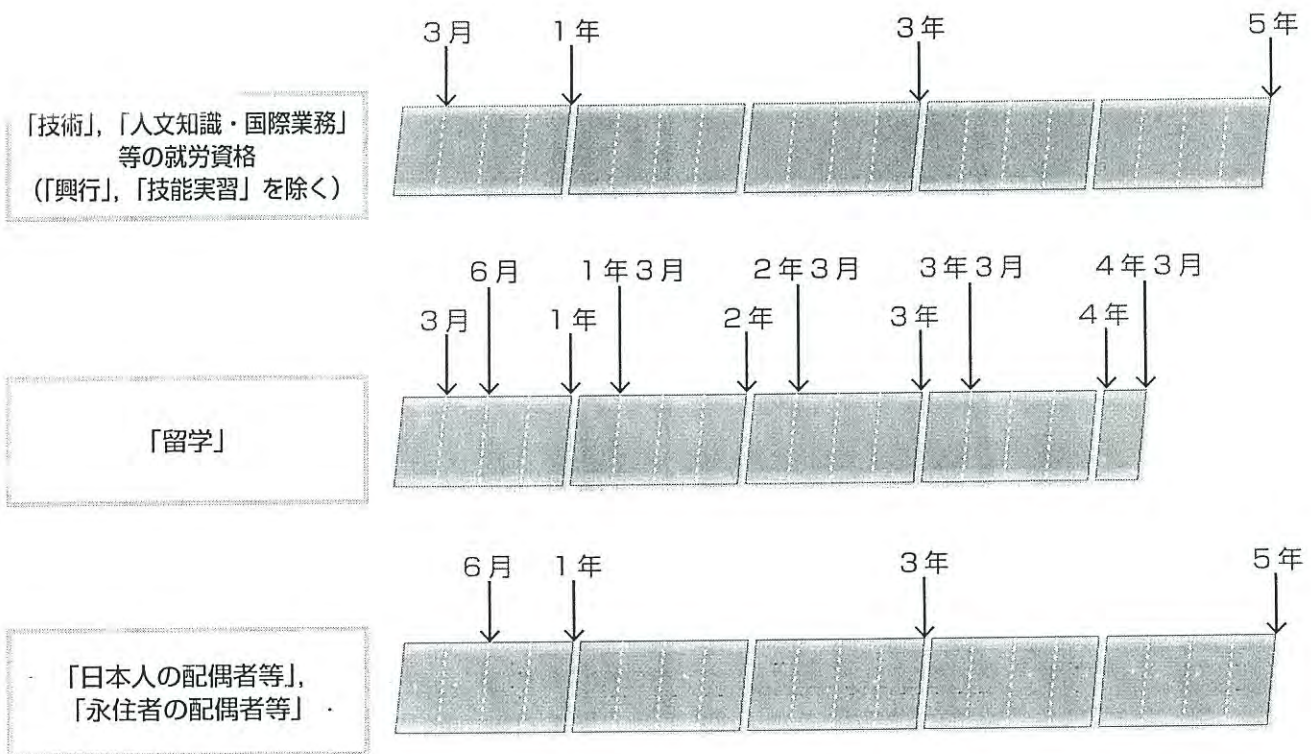
## ポイント 2

## 在留期間が最長5年になります

在留期間の上限が最長「5年」となったことにより、各在留資格に伴う在留期間が次のように追加されます。

主な在留資格	在留期間 (赤字は新設されるもの)
「技術」, 「人文知識・国際業務」 等の就労資格 (「興行」, 「技能実習」を除く)	5年, 3年, 1年, 3月 (注)
「留学」	4年3月, 4年, 3年3月, 3年, 2年3月, 2年, 1年3月, 1年, 6月, 3月 (注)
「日本人の配偶者等」, 「永住者の配偶者等」	5年, 3年, 1年, 6月

(注) 当初から3月以下の在留を予定している場合があることから、新たに「3月」の在留期間を設けています。この場合、新しい在留管理制度の対象とはならず、在留カードは交付されません。



## ポイント 3

## 再入国許可の制度が変わります

### ■「みなし再入国許可」の制度が導入されます

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人（注1）の方が、出国する際、出国後1年以内（注2）に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります（この制度を「みなし再入国許可」といいます。）。

### 出国する際に、必ず在留カードを提示してください。

みなし再入国許可により出国した方は、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後1年以内（注2）に再入国しないと在留資格が失われることとなりますので、注意してください。

（注1）「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた旅券や、在留カードとみなされる外国人登録証明書（詳しくは7ページを御覧ください。）を所持する場合にも、みなし再入国許可制度の対象となります。

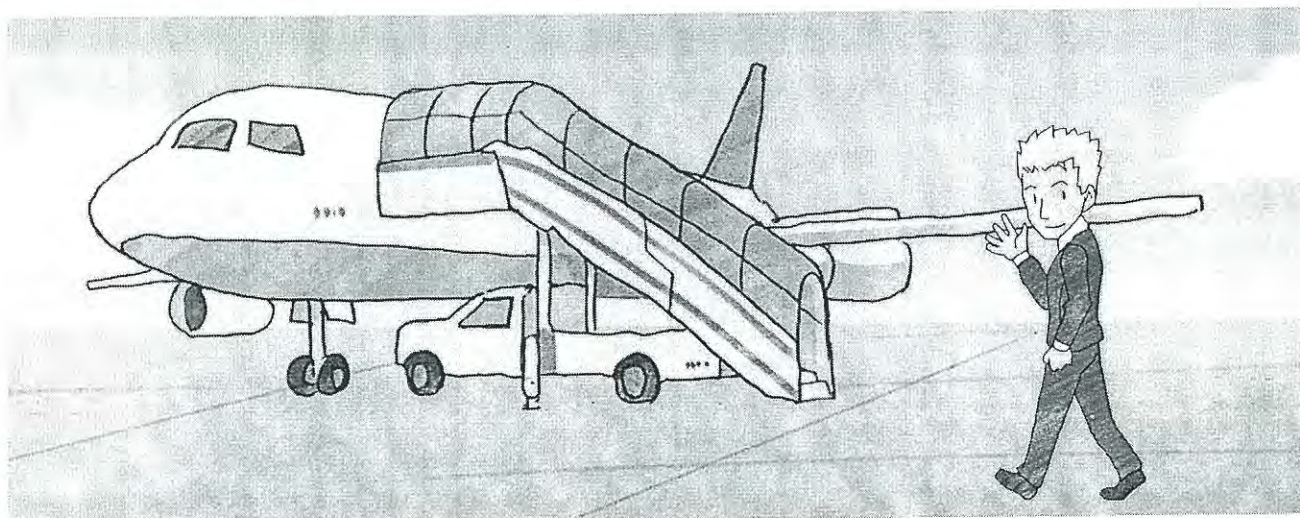
（注2）在留期限が出国後1年未満に到来する場合は、その在留期限までに再入国してください。

### 次の方は、みなし再入国許可制度の対象となりません

- 在留資格取消手続中の者
- 出国確認の留保対象者
- 収容令書の発付を受けている者
- 難民認定申請中の「特定活動」の在留資格をもって在留する者
- 日本国の利益又は公安を害するおそれがあること その他の出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足りる相当の理由があるとして法務大臣が認定する者

### ■再入国許可の有効期間の上限が「5年」となります

施行日後（2012年7月9日以降）に許可される再入国許可は、有効期間の上限が「3年」から「5年」に伸長されます。



## ポイント 4

## 外国人登録制度が廃止されます

新しい在留管理制度の導入により、外国人登録制度は廃止されます。

### ■ 中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」は、一定の期間「在留カード」とみなされます

中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」については、新しい在留管理制度の導入後、地方入国管理官署での手続や市区町村での住居地関係の手続においては、一定の期間「在留カード」とみなされますので、在留カードが交付されるまで引き続き所持してください。中長期在留者は、地方入国管理官署における新たな在留カードの交付を伴う各種届出・申請の際に、在留カードに切り替えていただくこととなるほか、地方入国管理官署で希望していただければ切り替えることができます。

#### 「外国人登録証明書」が在留カードとみなされる期間

施行日（2012年（平成24年）7月9日）の時点において外国人の方が有する在留資格及びその年齢により、外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は次のようになります。

その期間が外国人登録証明書に記載されている次回確認申請期間よりも短い場合がありますのでご注意ください。

#### 永住者

16歳以上の方 2015年（平成27年）7月8日まで

16歳未満の方 2015年（平成27年）7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

#### 特定活動 ※

※特定研究活動等により「5年」の在留期間を付与されている者に限ります。

16歳以上の方 在留期間の満了日又は2015年（平成27年）7月8日のいずれか早い日まで

16歳未満の方 在留期間の満了日、2015年（平成27年）7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

#### それ以外の在留資格

16歳以上の方 在留期間の満了日

16歳未満の方 在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

# 新しい在留管理制度における手続の流れ

出入国港で

## 入国の審査

旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者となった方には在留カードを交付します。

(注) 在留カードが交付されるのは、2012年(平成24年)7月からの制度導入当初は、成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港に限定されます。詳しくは9ページを御覧ください。

市区町村で

## 住居地の(変更)届出

地方入国管理官署で

## 住居地以外の(変更)届出

氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更届出

在留カードの有効期間更新申請

(永住者・16歳未満の方)

在留カードの再交付申請

(在留カードの紛失、盗難、滅失、著しい毀損又は汚損等をした場合)

所属機関・配偶者に関する届出

(就労資格や「留学」等の学ぶ資格、配偶者としての身分資格で在留する方)

## 在留審査

在留期間更新許可、在留資格変更許可等の際、中長期在留者の方には新しい在留カードを交付します。

## 出入国港での手続

### 入国の審査

成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港においては、旅券に上陸許可の証印をす  
るとともに、上陸許可によって中長期在留者になった方には在留カードを交付します。

その他の出入国港においては、旅券に上陸許可の証印をし、その近くに次のように記  
載します。この場合には、中長期在留者の方が市区町村の窓口に住居地の届出をした後  
に、在留カードが交付されることとなります（原則として、地方入国管理官署から当該  
住居地に郵送されます。）。



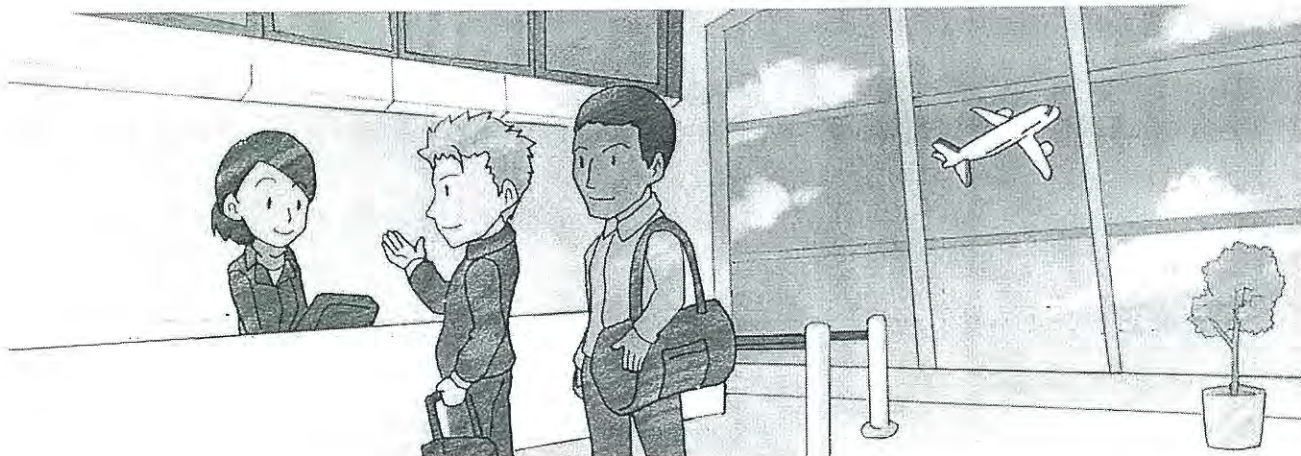
在留カード後日交付

日本国入国審査官

### ■ 一部の空港で資格外活動許可申請ができるようになります！

新しい在留管理制度の導入に伴い、在留カードが交付される成田空港、羽田空港、中  
部空港及び関西空港において、次のいずれにも当てはまる方を対象として、資格外活動  
許可申請ができるようになります。

- 新規入国者  
\* 再入国許可による入国者は対象となりません。
- 「留学」の在留資格が決定され、在留カードが交付された方



## 市区町村での手続

### 住居地の（変更）届出

#### 新たに来日された方

出入国港において在留カードが交付された方（注）は、住居地を定めてから14日以内に、在留カードを持参の上、住居地の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出てください。

（注）旅券に「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた方を含みます。その場合には、当該旅券を持参の上、手続をしてください。

\* 在留資格変更許可等を受けて新たに中長期在留者となった方についても、同様に、住居地の届出が必要になります

#### 引越しをされた方

中長期在留者の方が、住居地を変更したときは、変更後の住居地に移転した日から14日以内に、在留カードを持参の上、移転先の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出てください。

### ■ 転入届・転居届と一括して行えます！

新しい在留管理制度の導入と合わせて、外国人住民の方は住民基本台帳制度の対象となります。具体的には、中長期在留者など適法に3か月を超えて在留し住所を有する外国人を主な対象としています。

新しい在留管理制度における住居地の届出は、在留カードを持参していただいて、住民基本台帳制度における転入届・転居届と一括して行うことができます。

これらの届出は、原則として、本人が行っていただくこととなりますが、委任状により代理人に委任することもできます。





## 地方入国管理官署での手続

### 住居地以外の（変更）届出

地方入国管理官署において、次の届出・申請をしていただく際には、旅券、写真及び在留カードを持参してください。原則として、届出・申請がなされた日に、新しい在留カードが交付されます。

#### 氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更届出

結婚して姓や国籍・地域が変わった場合など、氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更したときは、14日以内に地方入国管理官署で法務大臣に届け出てください。

\*氏名については、アルファベット表記を原則としていますが、漢字（正字）表記を併記することができます。その場合、漢字表記に変更が生じた場合にも変更届出が必要となりますのでご注意ください。

#### 在留カードの有効期間更新申請

永住者の方や、16歳未満の方で在留カードの有効期間が16歳の誕生日となっている方は、有効期間が満了する前に、地方入国管理官署で在留カードの有効期間の更新申請をしてください。

なお、永住者の方は有効期間が満了する2か月前から、16歳未満の方で在留カードの有効期間が16歳の誕生日となっている方は16歳の誕生日の6か月前から申請することができます。

#### 在留カードの再交付申請

在留カードの紛失、盗難、滅失、著しい汚損又は毀損等をした場合には、地方入国管理官署に再交付を申請してください。

- 在留カードの紛失、盗難又は滅失等をした場合には、その事実を知った日（海外で知ったときは再入国の日）から14日以内に再交付を申請してください。  
（注）申請の際には、在留カードを持参する代わりに警察署で発行される遺失届受理証明書、盗難届受理証明書、消防署で発行される火災証明書等の疎明資料を持参してください。
- 在留カードの著しい汚損又は毀損等が生じた場合には、できるだけ速やかに再交付を申請してください。
- 在留カードに著しい汚損又は毀損等が生じていなくても、在留カードの交換を希望するときは、再交付の申請をすることができます。なお、この場合には手数料が必要です。

#### 取次等による届出・申請が可能です

これらの届出・申請は、原則として、本人が地方入国管理官署の窓口に出頭して行っていただくこととなりますが、16歳未満の方、疾病等により出頭して届出・申請をすることができない方については、同居している親族の方が代理人として届出・申請をしていただく必要があります。

地方入国管理局長が相当と認めるときには、法定代理人ほか、依頼を受けて次の方が届出・申請に係る書類提出等の手続を行うことができます。

- 受入れ機関の職員・公益法人の職員で地方入国管理局長が相当と認める者
- 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会・行政書士会を経由して地方入国管理局長に届け出た者

このほか、一定の場合には、本人の親族・同居人や同居人に準ずる者で地方入国管理局長が相当と認める方が届出・申請に係る書類提出等の手続を行うことができます。

## 地方入国管理官署での手続

### 所属機関・配偶者に関する届出

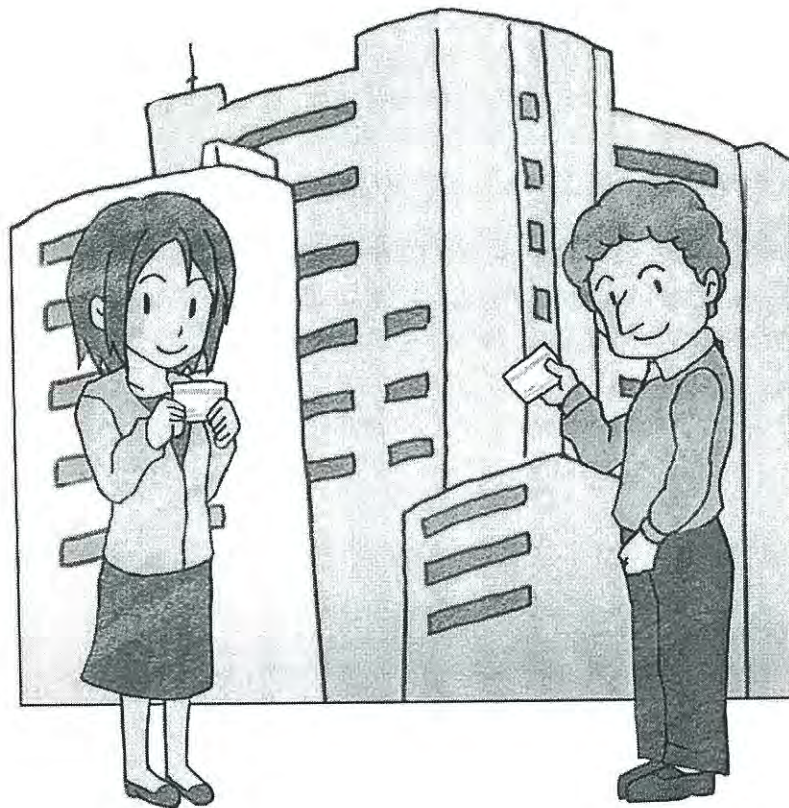
地方入国管理官署において、次の届出をしていただく際には、在留カードを持参してください。また、郵送による届出の場合は、在留カードの写しを同封してください。なお、この届出により、新しい在留カードが交付されることはありません。

#### ○所属機関に関する届出

中長期在留者のうち「技術」等の就労資格（「芸術」、「宗教」及び「報道」を除きます。）や「留学」等の学ぶ資格をもって在留する方が、所属機関（雇用先や教育機関）の名称変更、所在地変更、消滅、離脱（契約終了）、移籍（新たな契約締結）が生じた場合には、14日以内に地方入国管理官署への出頭又は東京入国管理局への郵送により法務大臣に届け出てください。

#### ○配偶者に関する届出

中長期在留者のうち配偶者として「家族滞在」、「特定活動（ハ）」、「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留する方が、配偶者と離婚又は死別した場合には、14日以内に地方入国管理官署への出頭又は東京入国管理局への郵送により法務大臣に届け出てください。



## 地方入国管理官署での手続

### 在留審査

在留期間更新許可、在留資格変更許可、永住許可や在留資格取得許可の際、中長期在留者の方には新しい在留カードを交付します（旅券に証印をしません）。

#### 取次等による申請が可能です

これらの申請は、原則として、本人が地方入国管理官署の窓口に出頭して又は法定代理人が代わって行っていただくことになります。

なお、地方入国管理局長が相当と認めるときには、次の方が依頼を受けて申請に係る書類提出等の手続を行うことができます。

○受入れ機関の職員・公益法人の職員で地方入国管理局長が相当と認める者

○弁護士又は行政書士で所属する弁護士会・行政書士会を経由して地方入国管理局長に届け出た者

このほか、一定の場合には、本人の親族・同居人や同居人に準ずる者で地方入国管理局長が相当と認める方が申請に係る書類提出等の手続を行うことができます。

### 外国人を受け入れている所属機関の方へのお知らせ

新しい在留管理制度の導入に伴い、外国人を受け入れている所属機関の方には、次の届出をしていただく必要があります。

#### 就労資格を有する中長期在留者に関する届出

中長期在留者のうち「技術」等の就労資格（「芸術」、「宗教」、「報道」、「技能実習」を除きます。）をもって在留する方を受け入れている所属機関（雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出が義務付けられている機関は除きます。）の方は、その中長期在留者の方の受入れを開始（雇用・役員就任等）又は終了（解雇・退職等）した場合には、14日以内に地方入国管理官署への出頭又は東京入国管理局への郵送により法務大臣に届け出てください。

#### 留学生に関する届出

中長期在留者のうち「留学」の在留資格をもって在留する留学生を受け入れている教育機関の方は、留学生の受入れを開始（入学・編入等）又は終了（卒業・退学等）した場合には、14日以内に地方入国管理官署への出頭又は東京入国管理局への郵送により法務大臣に届け出てください。

また、留学生を受け入れている教育機関の方は、毎年5月1日と11月1日における留学生の受入れ状況をそれぞれ14日以内に地方入国管理官署への出頭又は東京入国管理局への郵送により法務大臣に届け出てください。

## ❗ ご注意ください！

新しい在留管理制度の導入に伴い、以下のような在留資格の取消し事由、退去強制事由、罰則が設けられます。不法就労助長罪については、被雇用者が不法就労活動をしていることを雇用主が知らないことに過失があったときも処罰を免れないこととなります。

### 在留資格の取消し

- ・ 不正な手段により在留特別許可を受けたこと
- ・ 配偶者として「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の在留資格で在留する方が、正当な理由<sup>(注1)</sup>がなく、配偶者としての活動を6か月以上行わないで在留すること
- ・ 正当な理由<sup>(注2)</sup>がなく住居地の届出をしなかったり、虚偽の届出をしたこと

(注1) 配偶者としての身分を有する者としての活動は認められなくても、子の親権を巡って調停中の場合や日本人配偶者が有責であることなどを争って離婚訴訟中の場合などは、「正当な理由」があるものと考えられます。また、配偶者としての活動を6か月以上行わないで在留している場合であっても、日本国籍を有する実子を監護・養育しているなどの事情がある場合には、他の在留資格への変更が認められる場合があります。

(注2) 勤めていた会社が急に倒産して住居を失った場合や、長期にわたり入院したため住居地の変更を届け出ることができなかった場合などのほか、DV被害者が加害者に所在を知られないようにするため住居地の変更を届け出なかった場合は、「正当な理由」があるものと考えられます。

### 退去強制事由

- ・ 在留カードの偽変造等の行為をすること
- ・ 虚偽届出等により懲役以上の刑に処せられたこと

### 罰則

- ・ 中長期在留者の各種届出に関して虚偽届出・届出義務違反、在留カードの受領・携帯・提示義務違反をすること
- ・ 在留カードの偽変造等の行為をすること

# Q & A

**Q** ■ 現在持っている外国人登録証明書は、すぐに在留カードに換える必要はありますか？

**A** ■ 新しい在留管理制度導入後、すぐに在留カードに換える必要はありません（希望する場合には換えることができます）。改正法の施行期日から一定期間は、中長期在留者の方が現在お持ちの外国人登録証明書を在留カードとみなすこととなります。

永住者以外の方の具体的な切替えについては、基本的に制度導入後の在留期間更新等の手続の際に在留カードを交付することとなります。

永住者の方については、新しい在留管理制度導入後、原則として3年以内に在留カードの交付を申請していただく必要があります。（詳しくは7ページを御覧ください。）

**Q** ■ 外国人に発行される在留カードには、これまでの外国人登録証明書と同様、簡体字等の漢字氏名や通称名も記載されるのでしょうか？

**A** ■ 在留カード上の氏名は、アルファベットの氏名表記を原則としつつ、漢字氏名を併記できる取り扱いになります。その際、簡体字等は正字<sup>(注)</sup>の範囲の文字に置き換えて券面に記載されます。なお、通称名は、在留管理に必要な情報でないため記載されません。

(注) 法務省の告示において、正字の範囲及び表記原則等を規定します。

**Q** ■ 現在住民票の写しと同様の効果で各種手続に利用されている登録原票記載事項証明書に代わる証明書は、新しい在留管理制度の導入後はどこで交付を受けることができますか？

**A** ■ 在留カードの交付対象となる方は、改正された住民基本台帳法に基づき、お住まいの市区町村で住民票が作成され、現在の日本国民と同様、市区町村の窓口で住民票の写しの交付を受けることができますようになります。

## お問い合わせはこちらへ

札幌入国管理局	〒 060-0042	北海道札幌市中央区大通西 12 丁目	TEL 011-261-7502(代)
仙台入国管理局	〒 983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-20	TEL 022-256-6076(代)
東京入国管理局	〒 108-8255	東京都港区港南 5-5-30 (審査管理部門 (再入国)) (就労審査部門) (留学審査部門) (研修・短期滞在審査部門) (永住審査部門)	TEL 03-5796-7111(代) TEL 03-5796-7251 TEL 03-5796-7252 TEL 03-5796-7253 TEL 03-5796-7254 TEL 03-5796-7255
成田空港支局	〒 282-0004	千葉県成田市古込字古込 1-1 成田国際空港第2旅客ターミナルビル6階	TEL 0476-34-2222(代)
羽田空港支局	〒 144-0041	東京都大田区羽田空港 2-6-4 羽田空港 CIQ 棟	TEL 03-5708-3202(代)
横浜支局	〒 236-0002	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 10-7	TEL 045-769-1720(代)
名古屋入国管理局	〒 455-8601	愛知県名古屋市港区正保町 5-18	TEL 052-559-2150(代)
中部空港支局	〒 479-0881	愛知県常滑市セントレア 1-1 CIQ 棟内	TEL 0569-38-7410(代)
大阪入国管理局	〒 559-0034	大阪府大阪市住之江区南港北 1-29-53	TEL 06-4703-2100(代)
関西空港支局	〒 549-0011	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中 1 番地	TEL 072-455-1453(代)
神戸支局	〒 650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通り 29	TEL 078-391-6377(代)
広島入国管理局	〒 730-0012	広島県広島市中区上八丁堀 2-31	TEL 082-221-4411(代)
高松入国管理局	〒 760-0033	香川県高松市丸の内 1-1	TEL 087-822-5852(代)
福岡入国管理局	〒 812-0003	福岡県福岡市博多区下臼井 778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内	TEL 092-623-2400(代)
那覇支局	〒 900-0022	沖縄県那覇市樋川 1-15-15	TEL 098-832-4185(代)

【お問い合わせはこちらへ】 外国人在留総合インフォメーションセンター (平日 8:30 ~ 17:15)  
TEL 0570-013904 (IP 電話・PHS・海外からは 03-5796-7112)

◎ 住民基本台帳法における転入届・転居届については、最寄りの市区町村までお問合せください。

## 特別永住者の皆さんへ

2012年7月9日(月)から

# 特別永住者の制度が変わります!

### ここが変わります!

#### 「特別永住者証明書」が交付されます

- ・「外国人登録証明書」が廃止され、「特別永住者証明書」が交付されます。

\*原則として、交付される場所は従来どおり市区町村の窓口です。  
※市区町村の窓口へ住居地に関する届出にお越しの際は、必ず特別永住者証明書を持参してください。



- ・特別永住者証明書の交付対象となる方は、改正された住民基本台帳法に基づき、お住まいの市区町村で住民票が作成されますので、これまでの登録原票記載事項証明書に代わる証明書として、市区町村の窓口で住民票の写しを受け取ることができるようになります。

#### 再入国許可の制度が変わります

##### ○「みなし再入国許可」が導入されます

有効な旅券及び特別永住者証明書を所持する特別永住者の方が、出国の際に、出国後2年以内に再入国する意図を表明する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります(この制度を「みなし再入国許可」といいます。)

※みなし再入国許可により出国した場合、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後2年以内に再入国しないと特別永住者の地位が失われることとなりますので、注意してください。

##### ○再入国許可の有効期間の上限が「6年」になります

施行日後(2012年7月9日以降)に許可される再入国許可は、有効期間の上限が「4年」から「6年」に延長されます。



# 「特別永住者証明書」は、このようなカードです

(表面)

日本国政府  
GOVERNMENT OF JAPAN

特別永住者証明書  
SPECIAL PERMANENT RESIDENT CERTIFICATE

番号 EF12345678GH

氏名 洪 吉 童  
NAME HONG KIL DONG

生年月日 1970年03月31日  
DATE OF BIRTH Y M D

性別 男 M.  
SEX

国籍・地域 韓国  
NATIONALITY/REGION

住所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイム302号  
ADDRESS

この証明書は 2020年03月31日まで有効です。  
PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD

住居地を変更したときに、  
変更後の新しい住居地が記載  
される欄です。

(裏面)

届出年月日	住居地	記載者印
2019年4月21日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長

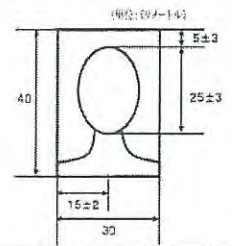
2019年 2013年11月2日

\* 氏名については、アルファベット表記を原則としていますが、漢字（正字）表記を併記することができます。その場合、漢字表記に変更が生じた場合にも変更届出が必要となりますのでご注意ください。

\* 外国人登録証明書に記載されていた「通称名」については、特別永住者証明書には記載されません。

## 特別永住者証明書の交付を伴う各種申請・届出には、次の規格の写真が必要となります

- 1 申請人本人のみが撮影されたもの
- 2 緑を除いた部分の寸法が、右記図画面の各寸法を満たしたもの（顔の寸法は、頭頂部（髪を含む。）からあご先まで）
- 3 無帽で正面を向いたもの
- 4 背景（影を含む。）がないもの
- 5 鮮明であるもの
- 6 提出の前日3か月以内に撮影されたもの



## 特別永住者証明書には『有効期間』があります

特別永住者証明書の有効期間は、次のとおりです。

**16歳以上の方** 各種申請・届出後7回目の誕生日まで

（特別永住者証明書の更新をする場合には、更新前の有効期間満了日後の7回目の誕生日まで）

**16歳未満の方** 16歳の誕生日まで

Q & A

Q. 新しい制度が導入されたら、すぐに外国人登録証明書を特別永住者証明書に換えなければなりませんか？

A. 現在お持ちの外国人登録証明書は、新しい制度導入後も、一定期間は、その外国人登録証明書を特別永住者証明書とみなすこととなりますので、すぐに換える必要はありません。

ただし、特別永住者証明書には「有効期間」があり、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書についても有効期限までに市区町村の窓口で有効期間更新申請を行う必要があります。その有効期限については、原則として、旧外国人登録法に基づく次回確認（切替）申請期間（以下「確認期間」といいます。）の始期であるその方の誕生日までとなります（例えば、確認期間が「2019年4月1日から30日以内」の方であれば、「2019年4月1日」までが有効期限となります。）。

また、確認期間が改正法の施行期日（2012年7月9日）から3年以内に到来する方については、施行期日から3年以内に換えていただければ大丈夫です。

【お問い合わせはこちらへ】

外国人在留総合インフォメーションセンター（平日 9:30～17:15）  
TEL 0570-013904（IP電話・PHS・海外からは 03-5796-7112）



2012年  
7月9日から  
新しい  
在留管理制度が  
スタート!

# 「在留カード」及び 「特別永住者証明書」の見方

外国人登録証明書に代わって「在留カード」又は「特別永住者証明書」が交付されます。

## 「在留カード」の主な記載内容

<b>住居地</b> 変更があった場合には裏面に記載されます。	日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN 氏名 <b>TURNER ELIZABETH</b> NAME 生年月日 <b>1985年12月31日</b> 性別 <b>女 F</b> 国籍・地域 <b>米国</b> DATE OF BIRTH Y M D SEX NATIONALITY/REGION	在留カード RESIDENCE CARD 番号 <b>AB12345678CD</b> No.	<b>在留カード番号</b> この番号を使ってカードの有効性を調べることができます(詳細は裏面へ)
<b>在留資格</b> 在留資格のない方にはカードは交付されません。	住居地 <b>東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号</b> ADDRESS 在留資格 <b>留学</b> STATES Student 就労制限の有無 <b>就労不可</b>	<b>就労制限の有無</b>	<b>顔写真</b> 在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日までとなっているカードには写真は表示されません。
<b>在留期間(満了日)</b>	在留期間(満了日) <b>4年3月(2018年10月20日)</b> PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION) Y M D 許可の種類 <b>在留期間更新許可(東京入国管理局長)</b> <b>MOJ</b> 許可年月日 <b>2014年06月10日</b> 交付年月日 <b>2014年06月10日</b>	<b>見本・SAMPLE</b>	<b>特別永住者証明書番号</b> この番号を使ってカードの有効性を調べることができます(詳細は裏面へ)
<b>有効期間</b> 在留カードには有効期間があります。ご確認ください。	このカードは <b>2018年10月20日まで有効</b> です。 PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD 法務大臣 <b>法務大臣</b>		

在留カードは、正規に我が国に中長期間在留する外国人の方に交付されます。具体的には、次の①～⑥にあてはまらない人です。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④「特定活動」の在留資格が決定された、亜東関係協会の本邦の事務所(駐日台北経済文化代表事務所等)若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方
- ⑤特別永住者
- ⑥在留資格を有しない人

## 有効期間

特別永住者証明書には有効期間があります。ご確認ください。

## 「特別永住者証明書」

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN	特別永住者証明書 SPECIAL PERMANENT RESIDENT CERTIFICATE	番号 <b>RF12345678GHI</b>
氏名 <b>洪 吉 童</b> NAME <b>HONG KIL DONG</b>	生年月日 <b>1970年03月31日</b> DATE OF BIRTH Y M D	性別 <b>男 M</b> SEX
国籍・地域 <b>韓国</b> NATIONALITY/REGIONS	住居地 <b>東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ302号</b> ADDRESS	<b>MOJ</b>
この証明書は <b>2020年03月31日まで有効</b> です。 PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD	<b>見本・SAMPLE</b>	法務大臣 <b>法務大臣</b>

特別永住者の方には、特別永住者証明書が交付されます。

## 偽変造防止対策

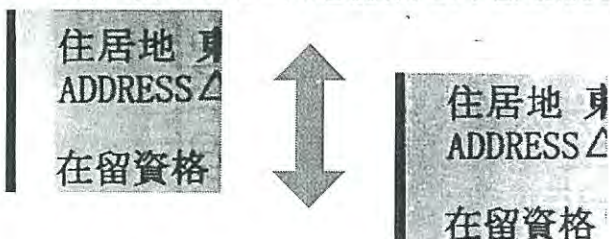
写真下の銀色のホログラムは、見る角度を90°変えると、文字の白黒が反転します。



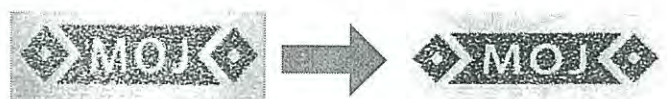
カードを左右に傾けると、「MOJ」のホログラムが3D的に左右に動きます。



カードを上下に傾けると、カードの左端部分がピンク色に変化します。



カードを傾けると、「MOJ」の文字の周囲の絵柄がピンクからグリーンに変化します。



# 在留カード・特別永住者証明書が偽変造されていないかが確認できます

## Web ページを通じて在留カード等の失効番号情報が確認できます

新制度のスタートに合わせて、入国管理局のホームページからリンクを経由して失効情報提供画面を参照することができます。この画面では、在留カード等の番号及び交付年月日を入力すると、入力されたカード番号の有効性を確認することができます。

## 在留カード等の IC チップの情報を読み出すことができます

入国管理局のホームページにおいて、在留カード等の IC チップに記録されている情報の読み出しに係る仕様を公開しています。詳細については、右記を参照してください。[http://www.immi-moj.go.jp/info/120424\\_01.html](http://www.immi-moj.go.jp/info/120424_01.html)

## 在留カードの有効期間が券面表示と異なる場合があります

(在留カード裏面)

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄 許可：原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留期間更新等許可申請欄 在留資格変更許可申請中

一般的には券面に表示された有効期間が在留カードの有効期間となりますが、表面の在留期間の満了日まで、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請をした場合には、その旨が在留カードの裏面に記載され、当該申請に対する処分がなされない限り、表面の在留期間の満了日から2か月を経過する日まで有効となります。

## しばらくの間は「外国人登録証明書」が 在留カード・特別永住者証明書とみなされます

### 在留カードとみなされる期間

### 特別永住者証明書とみなされる期間

#### 永住者

- 16歳以上の方 2015年（平成27年）7月8日まで
- 16歳未満の方 2015年（平成27年）7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

#### 16歳未満の方

- 16歳未満の方 16歳の誕生日まで

#### 特定活動※ ※特定研究活動等により在留する方とその配偶者に限ります。

- 16歳以上の方 在留期間の満了日又は2015年（平成27年）7月8日のいずれか早い日まで
- 16歳未満の方 在留期間の満了日、2015年（平成27年）7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

#### 16歳以上の方

- 次回確認（切替）申請期間が2012年7月9日から3年以内に到来する方 2015年（平成27年）7月8日まで

#### それ以外の在留資格 ※[短期滞在] や在留資格がない者等、在留カードの交付対象とならないものは除かれます。

- 16歳以上の方 在留期間の満了日
- 16歳未満の方 在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

#### 上記以外の方

- 次回確認（切替）申請期間の始期とされた誕生日まで

※外国人登録証明書上の「次回確認申請期間」の記載にかかわらず、上記のみなされる期間が、在留カード又は特別永住者証明書としての有効期間となります。

詳しくはこちら！ **法務省入国管理局**

[http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html)

【お問い合わせはこちらへ】 外国人在留総合インフォメーションセンター（平日8:30～17:15）

TEL 0570-013904 (IP電話・PHSからは 03-5796-7112)



外国人の方へ!!

外国人住民にも、日本人と同じく  
「住民基本台帳法」が適用されます。

# 外国人住民の 住民基本台帳制度 がスタートします!!

2012年7月  
施行予定

《外国人登録法は廃止になります》



# 住民基本台帳法の 一部を改正する法律により、 外国人住民にも 住民票が作成されることになりました。

これにより、  
外国人住民の方々の利便性の向上や市町村などの  
行政の合理化を図ることができるようになります。

この法律が施行されるのは、  
2012年（平成24年）7月頃の予定です。

同時に、外国人登録法は  
廃止になります。

1. 日本人と外国人とで構成される世帯の全員  
が記載された証明書(住民票の写しなど)が、  
発行可能になります。



2. 住所変更の届出により、同時に国民健康保険  
などの届出があったとみなされ、従来に比べて  
届出の簡素化が図られます。

3. 在留資格や在留期間の変更について、  
従来、地方入国管理局と市町村の  
両方に必要だった届出が地方入国  
管理局のみへの届出で済みます。

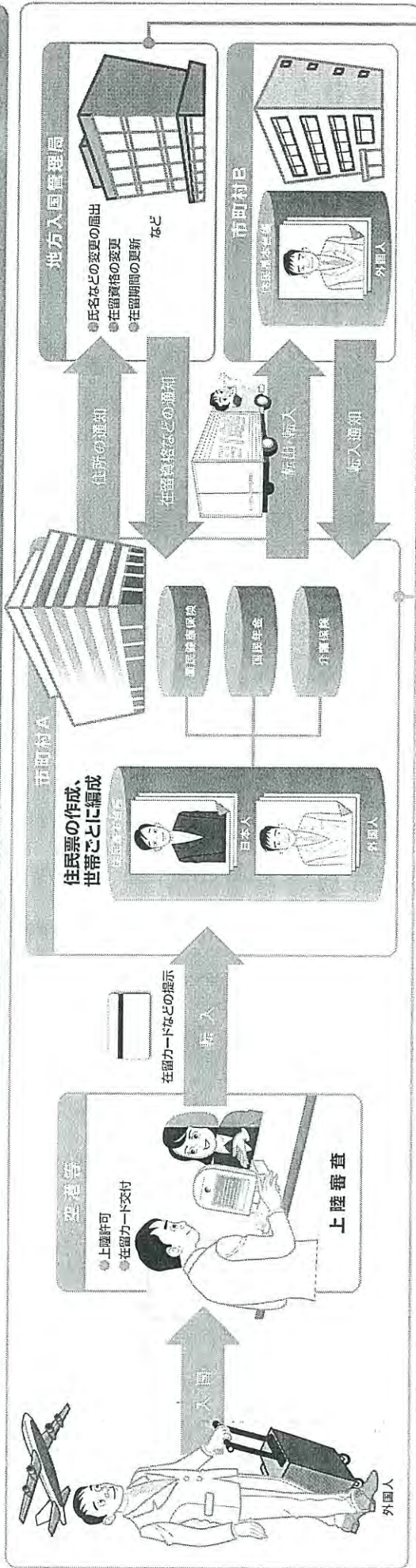


知って権利  
フルイカ  
用語集

#### 【外国人登録法】

在留外国人の居住や身分などを公正に管理することを目的として、我が国に在留する外国人に対して、  
居住している市町村に身分事項や居住地などを届け出る外国人登録を行うことを定めた法律です。

# 法改正後のイメージ



新制度移行後は、法務省（地方入国管理局）と市町村長とで情報をやりとりするため、外国人住民が、別途に市町村に届出をするなどの負担が少なくなりそうです。

外国人住民についても住民票が作成され、日本人住民と外国人住民とが世帯ごとに編成され、住民基本台帳が作成されます。これにより、外国人住民に対しても住民票の写しなどが発行可能になります。

これまで住民基本台帳と外国人登録法の2つの別々の制度で把握していた複数国籍世帯（外国人と日本人で構成する世帯）についてもより正確に世帯構成を把握でき、世帯全員が記載された住民票の写しなどが発行できるようになります。

住基法に基づく転入届などがなされた場合、同時に国民健康保険などの届出があったとみなされることから、従来の外国人登録制度時に比べて届出の負担が軽減されます。



## 市町村長への届出を移行するイメージ

外国人登録制度から住民基本台帳制度への円滑な移行を図るために、市町村において仮住民票を作成し、その内容を本人に通知します。仮住民票は施行日に住民票となり、その内容は本人に通知します。



(3) 左記の手続きにより、外国人登録を行っている外国人で、施行日に外国人住民に該当する方については、施行日に住民票が作成されますので、特段外国人の方が届出をする必要はありません。

※施行日前前の入国などにより、施行日に住民票が作成されていない場合があります。この場合は、施行日以後14日以内に氏名、住所などの届出を市町村窓口で行い、住民票を作成することが必要です。

(1) 基準日において  
 ①市町村の外国人登録原票に登録されている外国人  
 ②施行日において当該市町村の外国人住民に該当すると見込まれる外国人  
 の両方の条件を満たす外国人住民について、仮住民票を作成することとしています。

この仮住民票の記載事項は外国人本人に通知されます。仮住民票の記載が実情と異なる場合は、外国人登録法に基づいた変更申請などの所定の手続きを行ってください。

(2) 基準日後、施行日の前日までの間に、上記①②の両方の条件を満たした外国人についても、同じく仮住民票を作成します。この場合においても、外国人登録原票に記載されている情報をもとに仮住民票を作成しますので、外国人登録法に基づいた申請を行ってください。

【住民基本台帳】  
 氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を世帯ごとに編成したもので、住民の方々に対するさまざまな行政サービスを提供するための事務処理の基礎となります。「住民基本台帳法」はその制度を定めた法律です。

【外国人住民】  
 改正後の「住民基本台帳法」では、憲法に3カ月を超えて在留し、住所を有する外国人を主な対象としています。具体的には、在留カード交付対象者や特別永住者などです。

【在留カード】  
 改正後の入国法に基づき、法務省が、外国で在留期間にわたり違法に在留する外国人に対し、上陸許可なく在留に際して許可状を交付するカードです。

# 住民票が作成される外国人と、住民票の記載事項

下の表に記載されている4つの区分に該当する人で、住所を有する外国人については住民票を作成することになります(観光などの短期滞在者などは除く)。また、住民票には、日本人と同様に右記の項目が記載されます。

①氏名・世帯主の氏名及び続柄②出生の年月日③男女の別④住所⑤国民健康保険や国民年金などの被保険者に関する事項などです。

その他、外国人住民特有の記載として、「①国籍・地域②外国人住民となった年月日」があります。さらに、各区分に応じてそれぞれ下記の事項が記載されます。

対象区分	対象者の内容	記載事項
<b>中長期在留者</b> (在留カード交付対象者)	3カ月以下の在留期間が決定された外国人や、短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された者以外の外国人。	・在留カードに記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日、在留カードの番号 ・中長期在留者であること
<b>特別永住者</b> (特別永住者証明書交付対象者)	入管特例法により定められている特別永住者。	・特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号 ・特別永住者であること
<b>一時庇護許可者</b> 又は仮滞在許可者	入管法の規定で一時庇護のための上陸の許可を受けた外国人や、難民認定申請を行い、仮にわが国に滞在することを許可された外国人。	・一時庇護許可書に記載されている上陸期間、または仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間 ・一時庇護許可者または仮滞在許可者であること
<b>出生による経過滞在外者</b> 又は <b>国籍喪失による経過滞在外者</b>	外国人となった事由が出生や日本国籍喪失である方(その事由が生じた日から60日までの間は在留資格を有することなく在留することができます。)	・出生による経過滞在外者又は国籍喪失による経過滞在外者であること

※外国人登録法において登録事項とされていた国籍の属する国における住所又は居所、出生地、職業、旅券番号などの情報は住民票には記載されません。

## 注 意 点

### 現在外国人登録されている方

- 施行日までに、外国人登録法に基づいた変更、または訂正の申請などを通じて、市町村にて仮住民票の修正や削除を行う場合があります。特に在留資格、在留期間の変更は、住民票の作成に関わる重要な事項のため、変更申請漏れが無いようご注意ください。
- 施行日までは、現在の外国人登録法に基づいた手続きが必要です。

### 法施行後に入国する外国人について

- 新制度施行後は、中長期在留者などが国外から転入した場合、その日から14日以内に在留カードなど\*を持参し、市町村の窓口で転入の届出を行う必要があります。この時、同一世帯内の世帯主が外国人住民である場合は本人と世帯主との続柄を証する公的な文書(公的な文書が日本語でない場合は、その翻訳文も必要です)が必要となります。

\*他には、特別永住者証明書、仮滞在許可書、一時庇護許可書、後日在留カードを交付する旨の記載がある旅券などがあります。

### 法施行後に国内で住所を変更する外国人について

- 転出の際には日本人と同様に転出手続きが必要となり、転入時には転出証明書が必要となります。
- 住所を変更する際には、在留カード又は特別永住者証明書、外国人登録証明書のいずれかをご持参ください。

国外に転出する場合は、再入国許可を得ている場合であっても、原則として転出の届出が必要となります。

ご注意ください!



# 外国人住民の住民基本台帳制度



現在日本に在留している外国人は、何か手続きをしないと住民票は作成されないのですか？

一定の条件を満たす外国人については原則手続きの必要はなく、外国人登録原票に基づき仮住民票を作成しますので、外国人登録の手続きは正確に行ってください。



新規に入国した外国人はどのような手続きが必要になりますか？

住所を定めた後、新住所の市町村へ入国の際に空港などで交付された在留カードなどを持参し、転入の届出をしていただくことになります。

なお、同一世帯内の世帯主が外国人住民である場合は、本人と世帯主との続柄を証する公的な文書が必要となりますので、ご注意ください。



日本で出生した外国人はどのような手続きが必要になりますか？

外国人が日本で出生した場合には、14日以内に出生届を提出する必要があります。新制度では出生届が提出されると、住所地の市町村において「出生による経過滞在者」として住民票が作成されます。なお、経過滞在期間の60日を超えて日本に在留する場合においては、出生から30日以内に地方入国管理局において在留資格の取得を申請する必要があります。



新しい制度では、引っ越しをした時には外国人も転出の届出が必要になるって本当ですか？

新制度では日本人と同様に、外国人住民も転出地の市町村に転出届をして転出証明書の交付を受けた後、転入先の市町村で転出証明書を添えて転入届をすることになります。



外国人の夫(妻)と日本で生活しています。現在、私の住民票上の世帯主は私自身(本人)となっていますが、新しい制度では、世帯主を夫(妻)にすることは可能ですか？

可能です。新制度では外国人住民にも住民票が作成され、日本人と外国人住民の住民票が世帯ごとに編成されるため、外国人住民を世帯主とすることも可能になります。



外国人住民も住基カードは作れますか？

作ることができます。  
ただし、外国人住民が住基ネットに加わるのは施行日からさらに1年以内の予定ですので、住基カードを作ることができるようになるのもそれ以後になります

平成24年7月9日から、新しい在留管理制度がスタートすることに伴い、外国人登録証明書の本人確認書類としての取扱いが変わります。

- 特別永住者又は中長期在留者が所持する外国人登録証明書は、平成24年7月9日以降も一定の期間、引き続き本人確認書類として用いることができます。  
※ それ以外の人が所持する外国人登録証明書は、本人確認書類として用いることはできません。
- 本人確認書類として用いることができるかについては、下記の要領に従って確認をお願いします。



① 在留の資格

「特別永住者」、「永住者」、「特定活動」、「短期滞在」、「在留の資格なし」、その他のいずれであるかを確認します。  
※ 変更されている場合には裏面に記載があります。

② 在留期間

「在留期限」から、在留期間の長さを確認します。  
※ 更新されている場合には裏面に記載があります。  
※ 平成24年7月9日の直前に在留期間更新許可等を受けた外国人は、更新された在留期間が裏面に記載されていない場合がありますので、券面上の在留期限を経過している場合には、旅券等により本人確認を行うこととしてください。  
※ そのほか券面のみでは在留期間が明らかとならない場合がありますので、そのような場合には、旅券等により本人確認を行うこととしてください。

③ 次回確認(切替)申請期間

平成27年7月8日より前かを確認をします。

生年月日

本人の年齢を確認します。

※ 右欄の日までの間、特別永住者証明書として用いることができます

16歳未満	16歳の誕生日
16歳以上	③ 次回確認(切替)申請期間が平成27年7月8日までに到来する者
上記以外の者	次回確認(切替)申請期間の始期とされた誕生日

※ 右欄の日までの間、在留カードとして用いることができます

① 永住者	16歳以上	平成27年7月8日
①② 特定活動かつ在留期間が5年又は4年の者	16歳未満	平成27年7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日
上記以外の者	16歳以上	在留期間の満了日又は平成27年7月8日のいずれか早い日
上記以外の者	16歳未満	在留期間の満了日、平成27年7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日
上記以外の者	16歳以上	在留期間の満了日
上記以外の者	16歳未満	在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日

在留の資格

在留期間

特別永住者

中長期在留者

① 特別永住者

② 3月を超える場合

② 3月以下の場合

① 短期滞在・在留の資格なし

平成24年7月9日以降  
本人確認書類として  
用いることはできません



在留カード及び特別永住者証明書の氏名表記について

- 在留カード及び特別永住者証明書（以下「在留カード等」といいます。）の氏名は、原則としてアルファベットによる表記となります。
  - （注） アルファベットは、旅券の身分事項欄に表記されているものを表記することとなります。
  
- 漢字による表記を希望される場合には、アルファベットに併せて漢字により表記をすることができます。
  - （注） 在留カード等に漢字氏名が表記された場合、アルファベットの氏名と同様に「氏名」として扱われます。したがって、表記された漢字氏名に変更が生じた場合には、変更届出の義務が生じます。
  
- 当該漢字表記に用いる漢字の範囲等については、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」（平成23年法務省告示第582号）により定められており、新制度における市区町村との連携を考慮し、簡体字等（中国簡体字、台湾繁体字等であって、字形が正字と一致しないものをいいます。以下同じ。）については、正字の範囲の文字に置換して記載することとしています。
  - （注） 正字の範囲は、次の範囲となります。
    - 1 日本工業規格（JIS）に定める次の漢字
      - ① JIS 第1水準～第4水準（JIS X 0208 及び JIS X 0213）
      - ② JIS 補助漢字（上記①を除く JIS X 0212 で定める漢字）
    - 2 法務省告示別表第一に定める漢字（176 字）（具体例）  
張 玉蓮 → 張 玉蓮
  
- 外国人登録証明書では漢字氏名が簡体字等で表記されている場合があり、在留カード等に表記される漢字氏名と異なる字形の文字となることがありますが、表記上の置換を行ったものであり、氏名を変更するものではありません。
  
- 外国人登録証明書に記載された簡体字等の漢字氏名は、旅券等の外国政府が発行する公的資料や、在留カード等の交付の際に外国人登録証明書の返還を受けた場合は当該外国人登録証明書によって確認することができます。
  - （注） 外国人登録証明書を所持する外国人の方が新たに在留カード等の交付を受けた場合（市区町村で特別永住者証明書の交付を受けた場合は、申出があった場合に限ります。）には、原則として、返納された外国人登録証明書にせん孔処理を行った上で本人に返還する取扱いとなります。  
なお、紛失等により外国人登録証明書を所持していない場合は、外国人の方が法務省に対して簡体字等の漢字氏名が記載された外国人登録原票の開示請求を行うことによっても確認することができます。
  
- 在留カード等の氏名の漢字表記についての詳細は、法務省入国管理局のホームページ（<http://www.immi-moj.go.jp/keiziban/index.html>）を御覧ください。